

介護保険情報誌

みんなの 介護保険



今回は、平成30年度からの介護保険制度の変更点を掲載しています。
また、平成29年度の決算についてお知らせします。

■地域のデータ(平成30年8月31日現在)

総人口

125,916人

世帯数

50,883戸

65歳以上人口

32,978人

高齢化率

26.19%

(鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で構成されています)

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.29
2018.10

介護保険制度のおもな変更点(平成30年度)

平成30年4月から

①介護保険サービスを利用したときの、利用料が変わりました

介護報酬改定にともなって、介護保険サービスの利用料が変更されました。

②介護保険の財源構成が変わりました

介護保険制度の見直しにより介護保険の財源構成が、65歳以上の人は22%から23%に、40～64歳の人は28%から27%に変更されました。

また、第7段階から第9段階を区分する基準所得金額を変更し、第10段階を新設しました。

③合計所得金額の控除の扱いがかわりました

長期（短期）譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いるようになりました。

④介護保険施設に「介護医療院」が創設されました

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた「介護医療院」が創設されました。

⑤「共生型サービス」が創設されました

高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを利用できる「共生型サービス」が創設されました。

平成30年8月から

⑥所得の高い人は利用者負担が3割になりました

利用者負担の割合が2割の人のうち、とくに所得の高い人の負担割合が3割になりました。（詳細は3ページ）

⑦高額医療・高額介護合算制度で一部の限度額が変更されました

70歳以上の人がある世帯の所得区分が変更されました。
（詳細は3ページ）

平成30年10月から

⑧福祉用具の全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されました

利用者に対し、全国平均貸与価格とその福祉用具貸与事業者の貸与価格の両方の提示と機能の説明及び複数商品を提示することが義務付けられました。また、上限額が設定されました。

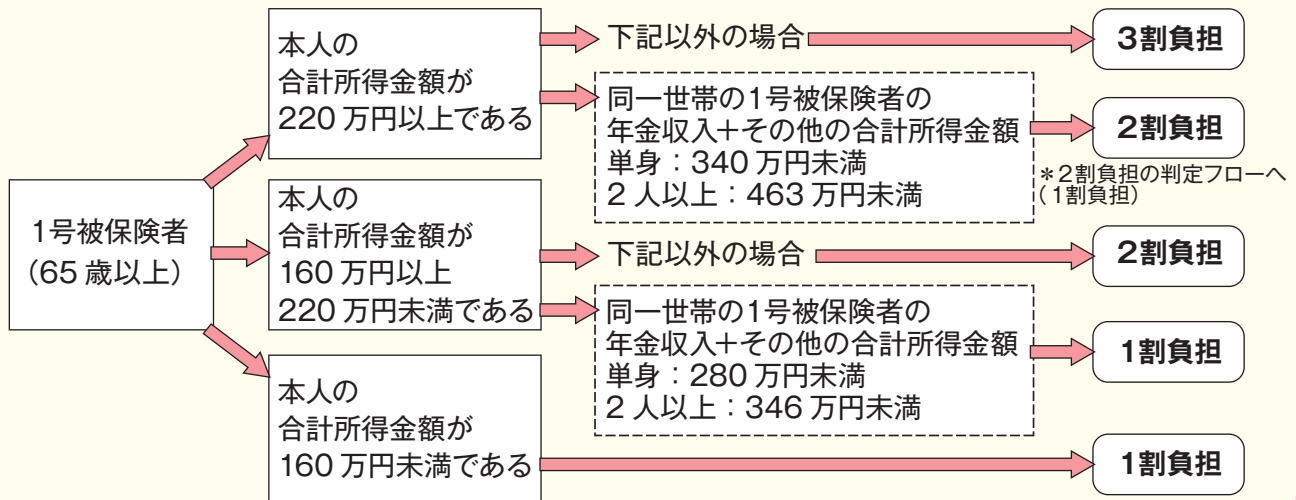
平成30年8月から

利用者負担の割合が2割の人のうち、 とくに所得の高い人の負担割合が3割になりました

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、現役並みの所得を有する者の負担割合を2割から3割に引き上げられます。

※利用者の負担割合は、本組合から交付される「介護保険負担割合証」に記載されています。

【負担割合の判定フロー】



平成30年8月から

高額医療・高額介護合算制度の70歳以上の人がある 世帯の所得区分が変更されました

介護保険と医療保険の両方に支払った金額がそれぞれ自己負担限度額を越えたとき、超えた分の額が支給されます。さらに1年間（毎年8月～翌年7月）の自己負担額を合算して下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。

【世帯の年間での自己負担限度額】

平成30年7月算定分まで		平成30年8月算定分から		
所得 基礎控除後の 総所得金額等	70歳未満 の人がいる 世帯	所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者 医療制度で 医療を受けて いる人が いる世帯
901万円超	212万円	現役並み 所得者	67万円	67万円
600万円超 901万円以下	141万円			
210万円超 600万円以下	67万円			
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 世帯非課税	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分で介護保険サービスの利用者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

※毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

※支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。(対象者の方には申請書が送付されます。)

問い合わせ:介護保険課 給付係 TEL 0942-81-3315

介護保険料について

もうすぐ65歳を迎えられる方へ

介護保険制度において、65歳は第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる節目の年齢です。65歳になられますと、下記のように変わります。

被保険者証

介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳を迎えられる方全員に郵送されます（誕生月の上旬に郵送）。介護サービスが必要となられた場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

介護保険料

それまでは加入医療保険料と合わせて納められていた介護保険料を、65歳の誕生月分からは直接本組合に納めていただくこととなります（加入医療保険と二重納付にはなりません）。誕生月翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類が郵送されます。



よくあるお問い合わせ

Q

介護保険料の金額はどうやって決まるの？

A

回答：被保険者本人の前年中の合計所得や年金収入額、本人又は同世帯員の住民税の課税状況に応じて年度額の介護保険料が決まります。

Q

65歳になったばかりで現在働いているけれども、会社の方からも介護保険料を引かれている。二重に納付することになるのでは？

A

回答：「65歳誕生日の前日が属する月」を境に資格変更（2号→1号）となり、月単位での計算となりますので二重に納付することにはなりません。

Q

介護保険料は年金から引かれると聞いたけど、なぜ私は納付書払いなの？

A

回答：65歳到達時又は本組合（市町）へ転入された時から年金機構との確認が始まるため、年金天引き開始までに半年～1年を必要とします。原則は特別徴収（年金から天引き）ですが、上記確認の期間中は、全ての方が普通徴収（窓口納付や口座振替）で納付することになります。

問い合わせ：総務課 収納対策室 介護保険料係 TEL 0942-85-3637

介護保険料の納付は**便利な口座振替**をご利用ください！

便利 納付のたびに金融機関などへ出かける手間がはぶけます！

安心 うっかり納め忘れることがなくあんしんです！

簡単 手続きは簡単です！

平日忙しい方におすすめです！

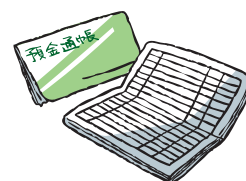
① 「口座振替依頼書」に
必要事項を記入・
銀行届出印を押印
します



② 記入した「口座振替
依頼書」をポストに
投函します



③ 本組合が申し込みを
受けた月の翌月納期
分から口座振替が開始
されます。



※ 納付方法が「普通徴収」（納付書払い）の部分に限ります。
「特別徴収」（年金天引き）の方は年金天引きが優先されます。

介護保険料納付証明書について

納めていただいた介護保険料は確定申告における社会保険料控除の対象となります。

本組合では基本的に、平成30年（平成30年1月～12月まで）の間に、普通徴収（納付書もしくは口座振替）で納付された方に、納付された普通徴収分の保険料金額を表示した『介護保険料納付証明書』をお送りします。発送は平成31年1月中旬を予定しております。

特別徴収（年金天引き）の方につきましては、年金保険者から届くハガキ『公的年金等の源泉徴収票』に、年金天引き分の保険料金額が記載されていますので、そちらをご利用ください。

※特別徴収の方でも、年金保険者（日本年金機構など）から『公的年金等の源泉徴収票』が送られてこない方等につきましては、個別に証明書を発行することができますので、本組合介護保険料係またはお住まいの市町の介護保険担当窓口に申請をしてお受け取り下さい。

平成30年中の納付方法	証明内容等
普通徴収（納付書または口座振替）のみの方	本組合から送付する『介護保険料納付証明書』をご利用ください。
特別徴収（年金から天引き）のみの方	年金保険者（日本年金機構など）から送付されます『公的年金等の源泉徴収票』をご利用ください。
普通徴収と特別徴収の両方で納められた方	『介護保険料納付証明書』+『公的年金等の源泉徴収票』を併用してご利用ください。

介護保険料の納付が滞っていると……

介護保険料にはそれぞれ納期限があります。介護保険におきましては、その納期限を過ぎても未納がある場合、下記のような制限が生じます。

【通常】 介護サービスを利用される際は、基本 **1割負担**

(※改正に伴い、平成30年8月より一定以上の所得がある方は**2割または3割負担**)

ですが、未納があると……



介護認定申請時点において、未納となっている期間に応じて
給付制限がとられます。

介護認定申請をする時点で

1年以上の滞納があると…

介護サービス費用が一旦全額払いになります。

介護サービスを利用の際、利用者負担費用の全額（10割）を利用者がいったん自己負担し、申請により後から保険給付が払い戻されます。

1年6ヶ月以上の滞納があると…

介護サービス費用の払い戻しが差し止めになります。

費用の全額を利用者が負担し、負担された保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。なお滞納が続くと保険給付から滞納していた保険料を控除されることもあります。

2年以上滞納（時効消滅分）があると…

介護サービス負担割合が 3割（または4割）に引き上げられます（不可避）。

滞納期間に応じて、サービス利用時の利用者負担が3割（または4割）に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなることがあります。



3割負担!!!



※災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなった時には、減免が受けられる場合もあります。

問い合わせ：総務課 収納対策室 介護保険料係 TEL 0942-85-3637

鳥栖地区広域市町村圏組合 サポーター事業についてのご案内

サポーター事業(介護支援ボランティアポイント制度)について

サポーター事業は、「サポーター」として登録された方が、市町により認定を受けた機関において、介護支援ボランティア活動を行う事業です。

鳥栖地区広域市町村圏組合圏域(鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町)においては、平成30年4月から開始しました。

(「サポーター」＝「サポート」をする人という意味の造語)

参加対象者について

鳥栖地区広域市町村圏組合圏域(鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町)に住民票がある40歳以上の方で、要支援・要介護認定のいずれも受けていない方です。

サポーター活動への参加方法について

「サポーター登録申請書」を、佐賀県長寿社会振興財団にご提出(郵送又は持参)ください。(「サポーター登録申請書」は、鳥栖地区広域市町村圏組合や鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町の高齢者福祉担当課の窓口等で取得可能です)

活動内容・活動場所について

- ・サポーターの活動場所は、鳥栖地区広域市町村圏組合が受入機関として認定した、介護サービス事業所等または地域の介護予防教室、高齢者ふれあいサロン等
- ・サポーター活動の対象となる活動内容は次の通りです。
 1. レクリエーション等の指導、参加支援
 2. お茶だし、食堂内の配膳、下膳等の補助
 3. 散歩、外出及び館内移動の補助
 4. 施設の催事に関する手伝い(模擬店、会場設営、演芸披露等)
 5. 話し相手・傾聴
 6. 施設の職員と共に行う軽微かつ補助的な活動(清掃、草刈の補助等)
 7. 高齢者ふれあいサロン、食生活改善事業等の活動
 8. 介護予防体操、レクリエーション等の指導及び介護予防教室等の開催・参加支援
 9. その他、鳥栖地区広域市町村圏組合が認める活動



※ この事業の詳細は、市町の高齢者福祉担当課の窓口等でお配りしておりますチラシまたは佐賀県長寿社会振興財団のホームページ掲載情報をご確認いただくか、佐賀県長寿社会振興財団(0952-31-4165)へお電話でお尋ねください。

※ 鳥栖地区広域市町村圏組合(事業主体)は、「サポーター事業」の管理機関として、公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団に、本事業の運営等に関する業務を委託しています。

問い合わせ：介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111
佐賀県長寿社会振興財団 TEL 0952-31-4165

平成30年度（第7期） 家族介護者交流会のご案内

- ◎ 認知症の症状がある方を介護して、疲れていませんか？
- ◎ ご家族の中で、イライラしていませんか？
- ◎ 最近笑っていますか？



「いったいなぜ私一人が介護を引き受けなければならないのだろう……。」

あなたは決してひとりぼっちではありませんよ。

同じように悩んでいる人たちがいます。

ここには、介護という共通の体験をした仲間がいます。

みんなで一緒に考えましょう。

コーヒーを飲みながら、おしゃべりしながら、簡単な勉強や創作活動をしてみませんか？

共感してもらえる、それだけで人は安心します。



開催スケジュール（1回だけでも参加可能です！）

実施日程（予定） 【時間は10時～12時30分】	認知症ミニ講座	創作活動	座談会 （悩み相談など）
平成30年10月20日（土）	認知症の症状 1	日常で使える 小物作り （フォトフレーム， ペン立て 等）	お菓子を食べながら 介護の悩みなどに ついて、気軽に話し 合います
平成30年11月10日（土）	認知症の症状 2		
平成30年12月 8日（土）	認知症の治療		
平成31年 1月19日（土）	認知症のケア 1		
平成31年 2月16日（土）	認知症のケア 2		
平成31年 3月 9日（土）	懇親会（参加費が通常と異なります）		

- 参加費：1回100円（材料、お茶、お菓子代）
- 参加申込：事前にお電話ください！（材料等準備のため）
《電話番号は0942-81-3111》
- 対象：認知症の症状がある方を介護しておられる家族
- 募集定員：10人程度
- 開催場所：鳥栖地区広域市町村圏組合 2階大会議室
- 講師：西九州大学リハビリテーション学部 藤原和彦先生

男性介護者
歓迎します!!



実施機関：鳥栖地区広域市町村圏組合

問い合わせ：介護保険課 地域支援係

TEL 0942-81-3111

平成30年度

介護の日フェスタ 開催のお知らせ

鳥栖地区広域市町村圏組合では、本年も地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、下記のとおり介護予防に関するイベントを開催することとなりました。

日時：平成30年**10月25日(木)**

→展示・相談ブースは**12:30～16:30**

→記念講演会は**14:00～16:00(13:00開場)**

場所：**サンメッセ鳥栖**(鳥栖市本鳥栖町1819番地)

→受付と展示・相談ブースは**3階**

→記念講演会は**4階ホール(3階受付で資料配布)**

記念講演会

音楽を使った“アンチエイジング”講座
～音楽はこころとからだのエッセンス～



講師： 浦本 順子 氏
(声楽家、音楽療育士)



富崎 由紀 氏
(ピアニスト)

☆ 講演後、同会場で抽選会を開催します ☆
サガン鳥栖の観戦チケットが当たるかも♪

展示・相談ブース

介護予防に関する
展示や相談を行います。

- ★ ものわすれの相談
- ★ 介護の相談
- ★ 健康の相談
- ★ お薬の相談
- ★ 福祉用具の展示
- ★ 自助具の展示

等々

介護の日とは？

厚生労働省では「介護についての理解を深め、介護サービス利用者及びその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する日」として11月11日を「介護の日」と設定しています。

問い合わせ：介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111

相談無料!!

ものわすれ・よかよか相談室 のご案内



「認知症やものわすれについて知りたい・相談したい」

「不安な気持ちを聞いてほしい…」



「ものわすれ・よかよか相談室」はものわすれや認知症について不安に思っているご家族や支援者などの悩みや問題を解決するためのお手伝いをする相談窓口です。

※ 認知症の方やご家族を支援する専門的な資格(看護師・認知症ケア上級専門士等)を持ち「家族の会」の会員である行政職員が対応しており、個人情報を守られます。

まずは、お気軽にお電話ください！

ものわすれ・よかよか相談室
電話番号：**0942-81-3111** (相談員：神崎)

☆相談室への来所が難しい方のご相談にも応じております☆

日時：毎月第1・第3火曜日 13時30分～16時30分
(平成31年1月の第1火曜日〔1月1日〕はお休みです)

場所：鳥栖地区広域市町村圏組合(鳥栖消防署の南側)
(〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494番地1)

認知症の人は「何もわからない人」ではありません。

自分の中で「何か変だ」と感じ、不安やイライラした気持ちが強くなっています。年齢を重ねるとほとんどの人に「ものわすれ」が出てきて、心身共にストレスに弱くなります。

地域には、ひとり暮らしやふたり暮らしの高齢者が増えています。

「あれ!今までとは違う?」とはじめに感じるのは家族や地域の人です。

まずは、気軽にお話してみませんか?

平成29年度介護保険特別会計決算報告について

本組合の平成29年度介護保険特別会計の歳入歳出の決算額は下記のとおりです。

歳 入 90億4,144万円

歳 出 88億8,936万円

差引額 1億5,208万円

歳入状況

単位:千円

項目	29年度決算額	28年度決算額	比較	伸率
1 保険料	1,939,851	1,883,223	56,628	3.0%
2 分担金及び負担金	1,324,295	1,321,401	2,894	0.2%
3 国・県支出金	3,174,852	3,076,090	98,762	3.2%
4 支払基金交付金※1	2,366,166	2,284,305	81,861	3.6%
5 繰入金※2	89,359	77,772	11,587	14.9%
6 その他	146,917	100,123	46,794	46.7%
歳入合計	9,041,440	8,742,914	298,526	3.4%

※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。

※2 第6期計画期間の保険料の上昇分を抑制するため、これまで積み立てておいた資金を計画的に取り崩して繰り入れたものと、低所得者の保険料を軽減するために国、県及び市町から繰り入れたものです。

歳出状況

単位:千円

項目	29年度決算額	28年度決算額	比較	伸率
1 総務費	183,120	207,200	△24,080	△11.6%
2 保険給付費	8,158,077	8,048,234	109,843	1.4%
内 介護サービス等諸費(要介護者への給付)	7,423,681	7,165,857	257,824	3.6%
内 介護予防サービス等諸費(要支援者への給付)	376,909	491,276	△114,367	△23.3%
内 その他のサービス費	357,487	391,101	△33,614	△8.6%
3 地域支援事業費 ※3	398,275	241,368	156,907	65.0%
内 介護予防生活支援サービス事業費	162,169	82,744	79,425	96.0%
内 包括的支援事業費	120,425	117,021	3,404	2.9%
内 任意事業費 ※4	50,551	38,700	11,851	30.6%
内 その他地域支援事業費	65,130	2,903	62,227	2143.5%
4 その他	149,888	101,045	48,843	48.3%
5 予備費	0	0	0	0
歳出合計	8,889,360	8,597,847	291,513	3.4%

※3 市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営にかかる費用です。

※4 任意事業とは、市町の実態に応じて任意に行うことができるもので、事業としては高齢者の見守り事業、家族介護支援事業等を実施しています。

問い合わせ：総務課 総務係 TEL 0942-81-4825

情報公開及び個人情報保護制度運用状況の公表

鳥栖地区広域市町村圏組合では、開かれた組合の運営を実現するために情報公開条例を、また、圏域住民の個人情報を適切に取り扱うために個人情報保護条例を制定しています。

昨年度の両制度の運用状況は次のとおりです。

1 情報公開制度における請求件数等

平成29年度は、公文書の公開請求はありませんでした。

年度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
29年度	0	0	0	0	0	0

2 個人情報保護制度における請求件数等

平成29年度においては、3,770件の請求がありました。

年度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
29年度	3,770 (3,759)	3,769 (3,759)	1	0	0	0

()内はケアプラン作成のため請求された件数です。

■問い合わせ / 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

◎出前講座、その他総務全般に関すること 総務課 総務係

TEL 0942-81-4825 FAX 0942-85-2084

◎介護保険料に関すること

総務課 収納対策室 介護保険料係

TEL 0942-85-3637 FAX 0942-85-2084

◎要介護・要支援認定に関すること

介護保険課 認定係

◎介護保険給付に関すること

介護保険課 給付係

TEL 0942-81-3315 FAX 0942-81-3316

◎介護予防に関すること

介護保険課 地域支援係

TEL 0942-81-3111 FAX 0942-81-3316